

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年4月12日

岡山市長 高谷茂男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ 一宮店

所在地 岡山市北区榑津659番地6ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

(3) 変更事項

① 建物設置者及び小売業者の代表者及び住所

(変更前)

住所 岡山市平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

(変更後)

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

② 大規模小売店舗の所在地

(変更前)

所在地 岡山市櫛津659番地6

(変更後)

所在地 岡山市北区櫛津659番地6ほか

(4) 変更年月日

① 建物設置者及び小売業者の代表者及び住所

代表者 平成24年2月25日

住所 平成21年4月1日

② 大規模小売店舗の所在地

平成21年4月1日

2 届出年月日

平成25年3月29日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年4月12日から平成25年8月12日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課